

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(1) 4年制大学の教員公募等について

資料1 4年制大学の教員公募について

資料2 高等教育の修学支援新制度について

令和元年11月1日

健康福祉局

1. 新たな4年制大学の教員公募に向けた整理

(1) カリキュラムの作成

- ①カリキュラムは、本年7月29日に開催した看護教育検討会議における外部有識者からの意見聴取の機会等を通じて、**外部教員が公募にあたりイメージづくりできる程度**の熟度まで高めてきた。
- ②令和4年度から適用される新たな看護教育カリキュラムについて検討されていた厚生労働省の看護基礎教育検討会議において、本年9月30日に報告書が示された。今後は、報告書の内容や引き続き外部有識者や学内意見等を取り入れながら、来年10月の大学設置認可申請に向け、文部科学省と内容調整を行う等、さらに精度を高める。

(2) 短大教員の4大への移行

- ① 移行見込み(学長除く。令和元年10月現在)
(7)短大教員定員:29人、現員:25人(欠員:4人)
(4)現行または現行以上の職位で**移行可:10人**、現行職位で移行不可:3人、短大残留その他:4人
※4大移行・短大残留の選択について、2人の教員が保留している。
- ②短大からの移行教員で埋まらない職位と担当科目部分について、**外部から教員を公募する。**

新たな大学における教員配置

	教授	准教授	講師	助教	計
看護系教員	9 (1)	7 (4)	11 (8)	8 (2)	35 (15)
非看護系教員	3 (2)	1 (1)	0	0	4 (3)

※カッコ内は短大からの移行予定教員数
※開学時には短大に配置される予定だが、その後大学に移行する教員を含む。
※短大教員と外部公募の教員が受け持つ**担当科目の組み合わせ等によっては教員数は増加する。**

- 11月初旬 第1次公募
- 1月頃 第1次選考(以降、順次公募)
- ◎大学設置認可申請に必要な教授の確保を最優先にするために**看護系教授の公募を先行**し、その状況を把握・精査した上で、順次その他職位や非看護系教員について段階的に公募する。

2. 教員選考

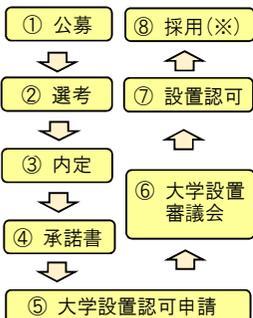
(1) 大学設置準備委員会

令和2年10月に行う大学設置認可申請に向けて教員選考やカリキュラム、学則の制定などを行うため、**教育公務員特例法やその他関係法令の趣旨に沿って、大学における評議会に相当する組織として「大学設置準備委員会」を設置**し、この委員会において選考基準を定め、応募者の選考等を行う。

《委員構成》

- ① 新大学の学長予定者 ② 新大学の副学長予定者 ③ 新大学の学部長予定者
- ④ 看護短期大学事務局長 ⑤ 総務企画局都市政策部長 ⑥ 総務企画局行政改革マネジメント推進室長
- ⑦ 財政局財政部長 ⑧ 健康福祉局保健医療政策室長

(2) 選考から採用までの流れ



- ①教員公募開始(11月初旬～) ※第1次公募として看護系教授の公募を行う。
- ②大学設置基準における教授、准教授、講師、助教それぞれに求められる資格を原則として、新たな大学のコンセプトや、人格、教育・研究への熱意、地域貢献の意欲などを審査し選考する。
- ③カリキュラムの担当科目等を決定し、設置認可で申請する教員を内定する。
- ④内定した教員から本学に就任することの承諾書を得る。
- ⑤大学設置認可を申請する。
- ⑥文部科学省の大学設置審議会による教員審査が行われる。
- ⑦設置認可が下りる。
- ⑧教員を正式に採用する。

(※) 短大の欠員状況等を踏まえ、**4大開学前に採用することも有り得る。**

3. 公募における勤務条件

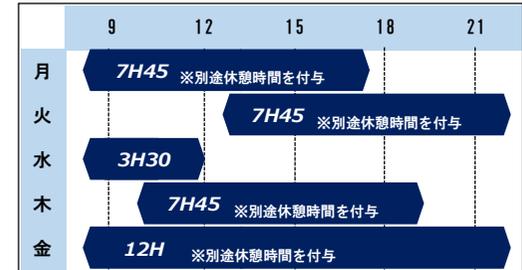
(1) 給料・諸手当

給料・諸手当については、**現行の大学教育職給料表及び諸手当と同様**とする。
※現行の大学教育職給料表は、旧国立大学の俸給表をもとに策定され、人事委員会勧告を反映してきた経過があるとともに、給料月額の水準は、他の看護系の公立大学における平均額と概ね同等である。

(2) 勤務時間

4年制大学化にあたっては、①**新たなカリキュラムに基づく地域と連携した講義・実習等への対応**、②**増加する学生に対する講義時間外での丁寧な指導**、③**教員の研究活動の促進**、④**確実な服務管理**といった観点から、短大で取り入れている変則勤務をより柔軟かつ実効性あるものとするため、労働基準法の規定に基づく**変形労働時間制の導入**に向けた検討する。

《勤務計画における勤務時間パターンのイメージ》



変形労働時間制による勤務管理

講義・実習や研究等の予定に合わせ、勤務時間パターンを組み合わせ、1週間の勤務時間合計が平均して38時間45分を超えない範囲で、教員ごとに勤務計画を作成する。

～ マネジメント体制の検討 ～

教員数が増加する中、教員ごとに異なる勤務状況の把握や多様化する業務の指導・助言の実施に向け、管理職の位置づけを含めたマネジメント体制について検討していく。

※ 柔軟に業務対応できるように、1日の勤務時間について始業・終業時間や長さが異なるパターンを設定

4. 研究環境

(1) 研究に対する支援

- ① 金額
(表1)に掲げる近隣の看護系の公立大学における平均や平成30年度までの短大における実績などを勘案しながら、研究活動がより活性化されるために必要な金額について検討する。

(表1)

職位	近隣の看護系公立大学平均	看護短大(※)
教授	約42万円	55万円
准教授	約38万円	45万円
講師	約36万円	40万円
助教	約34万円	30万円

※旧研究交付金(平成30年度廃止)

- ② 対象経費
研究活動において、(表2)に掲げる経費の必要性が想定される。

(表2)

対象経費(想定)
1) 学会に関する経費
2) 出張旅費
3) 図書を購入に関する経費
4) 統計調査等に係る委託経費
5) 消耗品・備品の購入に関する経費
6) 研究協力謝礼金
7) その他研究活動に必要なと学長が認める経費

- ～ 管理体制等 ～
- (7) 適正な執行管理
事務局で金銭出納や契約事務を担い、適正な管理を図る。併せて、科学研究費に係る研究倫理教育や他大学における取組を参考にしながら、学内研修等の実施や研究活動の状況・成果について適宜公表するなどの取組について検討する。

- (4) 研究活動に対する評価
主に商業誌への論文掲載や学会発表など、客観的に評価できる業績を指標として、一定期間内にこれらの業績がない場合には、支援金額の調整を行う仕組みについて検討する。

(2) その他の研究環境

研究環境を向上させるため、必要な論文を短時間で効率的に収集できるように、医学や看護学などの専門的な論文を豊富に扱い、webで情報配信する文献検索サービスの導入を検討する。

高等教育の修学支援新制度について

1 根拠

「大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月17日公布)」

2 制度のポイント

- (1) 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生（一定の要件を満たす大学・短大等）を対象
- (2) 「授業料及び入学金の減免制度の創設」と「日本学生支援機構の給付型奨学金の支給の拡充」による修学支援
- (3) 消費税率引上げによる財源を活用。令和2年4月1日から実施

3 看護短期大学学生への新制度の適用状況

(1) 学費（年額）

	金額	新制度適用後の金額		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
入学金	169,200円	全額免除	112,800円	56,400円
入学金（市内在住）	84,600円	全額免除	56,400円	28,200円
授業料	390,000円	全額免除	260,000円	130,000円

(2) 日本学生支援機構の給付型奨学金（月額）

ア 住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）

通学区分	現行	改正後
自宅	20,000円	29,200円
自宅外	30,000円	66,700円

イ 住民税非課税世帯に準じる者（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）

	通学区分	現行	改正後（給付型）
第Ⅱ区分	自宅	貸与型奨学金のみ対象 ※下記4（5）参照	19,500円
	自宅外		44,500円
第Ⅲ区分	自宅		9,800円
	自宅外		22,300円

4 看護短期大学学生が活用可能な主な奨学金制度

- (1) 川崎市立看護短期大学奨学金(貸与) 36,000円(月額)
- (2) 神奈川県看護師等修学資金(貸与) 17,000円(月額)
- (3) 川崎市看護師等修学資金(貸与) 32,000円(月額)
- (4) 川崎市弘済会奨学金(給付) 20,000円(月額)
- (5) 日本学生支援機構奨学金（貸与）

【自宅】20,000円・30,000円・45,000円(月額)

【自宅外】20,000円・30,000円・40,000円・51,000円(月額) 等



NEW

2020年4月から新制度がスタート!

[対象] 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

授業料・入学金の
免除/減額



給付型奨学金の
支給

申請期間

2019年11月1日～30日

⚠️ 学校ごとに締切日が異なるので確認を。

[対象となる学校] 大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校



ポイントは次頁へ▶▶

学生のみなさん!

新しい修学支援制度が始まります!

経済的な理由で学び続けることをあきらめないよう、2020年4月から授業料等の減免と給付型奨学金により、意欲のある学生のみなさんの「学び」を支えます。大学等に在学中の人も、条件を満たせば支援を受けられるので、確認してみましょう。

▶ 既にJASSOの給付型奨学金を受けている人へ

新制度に切り替えることができるので、条件や手続きを調べてみましょう

▶ 貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人へ

新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります

▶ 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人へ

支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう

NEW
①

より多くの方が支援を受けられるようになります

収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくてもその3分の2または3分の1の支援を受けることができます。また、高等学校や大学ごとの推薦枠もありません。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯



学ぶ意欲がある学生

学業成績、学修計画書等により確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

修得単位数が標準の2分の1以下など学業不振の場合には、支援が打ち切られます。また、さらに学業不振が著しい場合には、奨学金の返還等が必要となることがあります。

❗ 国や地方公共団体から確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在籍している人が申し込むことができます。

NEW
②

給付型奨学金の支援額が増えます

給付型奨学金の支給月額

(住民税非課税世帯<第I区分>の場合)

区 分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	29,200円(33,300円)	66,700円
	私立	38,300円(42,500円)	75,800円
高等専門学校	国公立	17,500円(25,800円)	34,200円
	私立	26,700円(35,000円)	43,300円



❗ 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。

NEW

3

授業料・入学金のサポートも受けられます

新しい給付型奨学金の対象者は、大学等へ申請することにより、最大で年間約70万円の授業料の免除・減額を受けることができます。

授業料等の免除・減額の上限額（年額）

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



⚠ 2年次以降から支援を受ける人は「入学金」の免除・減額は受けられません。

NEW

4

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります

例

4人家族（本人（19～22歳）・父（給与所得者）・母（無収入）・高校生）で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額（年額）



どのくらいの支援が受けられるか、JASSOのWEBサイトで調べてみよう。 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp>

主なスケジュール

2019年度に既に大学等に在学中の人が、2020年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおり

2019年 10月	準備	学生	文部科学省やJASSOのサイトで、制度の詳細や自分が対象になりそうかを確認し、学校から申込書類をもらいましょう。
11月	申込み	学生	学校に必要な書類を提出し、インターネットで申し込みます。また、マイナンバーをJASSOに提出します。
2020年 3月～	推薦	学校	学年末に学業成績などを確認のうえ、JASSOに推薦します。
4月～	支援開始	JASSO	選考結果を通知したうえで対象者に支給を開始します。

⚠ 今回の申込みでは、各学校の最高学年に在籍している方は申し込むことができません。申込期間は学校により異なることがありますので、2019年10月以降に在学中の学校に確認してください。

Q & A

Q 世帯収入や資産、学修意欲等の要件を満たせば支援の対象になるのですか。

A. 学修意欲等の他にも、高等学校等を卒業してから大学等に入学するまでの期間等についての要件がありますので、JASSOのホームページや学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

Q 現在、JASSOの奨学金を利用していますが、新しい給付型奨学金を受給することになったら、現在利用している奨学金はどうなりますか。

A. 現在利用している奨学金が給付型奨学金の場合は、辞退することになります。第一種奨学金(無利子)の場合は、新しい給付型奨学金の区分(第Ⅰ区分～第Ⅲ区分)に応じて、貸与を受けられる金額が制限されます。第二種奨学金(有利子)の場合は、影響されません。

Q 申込みを行う際に、準備しておくことにはどのようなことがありますか？

A. 申込みの際には本人及び生計を維持している人(原則父母)のマイナンバーの提出が必要になります。マイナンバーカードを持っていない人は通知カードがあるか確認しておきましょう。

information

i くわしい情報はこちら

まずは、特設サイト「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。

<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

下記にもくわしい情報を掲載しています。

「奨学金の制度(給付型)」日本学生支援機構 奨学金ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

i 支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金の貸与型、給付型、返還に関する相談を受け付けています。

日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話：0570-666-301 (月～金、9時～20時)

※土日祝日、年末年始を除く ※通話料がかかります。

お電話の前に、まずは、特設サイト「高等教育の修学支援新制度」をご確認ください。

奨学金の申込手続きは

在学中の学校の学生課や奨学金窓口で行います。

・手続きのスケジュールや個別の提出書類は、在学中の学校に相談してください。

・マイナンバー提出については「マイナンバー提出に関する専用コールセンター」(申込関係書類の封筒の中に入ってます)に相談してください。

